

## 平成30年度後期分授業料免除の申請要領

「授業料免除申請のしおり」に記載していることとあわせて、以下の事項に注意してください。

### 1. 後期分授業料免除申請対象者

- ◆ 9月・10月入学者
- ◆ 年間申請受付後の復学者
- ◆ 年間申請受付後、主たる学資負担者の死亡・失職、災害等により家計が急変した者  
※年間申請受付時期：在學生：3月下旬 新入生：4月上旬
- ◆ 日本学生支援機構給付型奨学金に伴う授業料免除申請希望者  
(年間申請している人は再度申請の必要はありません。)

2. 申請書は、本人が提出するものとし、原則として代理人による提出は認めません。受付時、家計状況について詳しく質問しますので、必ず家族全員の収入状況を把握しておいてください。

3. 学力基準及び収入基準（授業料免除申請のしおり P7, 8 に記載）を満たしていなければ免除の対象となりませんので確認の上、提出してください。

在學生（特別な事情により家計が急変した者）の提出受付日  
(9月・10月入學生及び復学者も提出可)

受付日	受付時間	受付場所
9月21日(金)～9月28日(金)	9:00～17:00	学生生活支援課 授業料免除窓口 (図書館1階西)

9月・10月入學生及び復学者の提出受付日

受付日	受付時間	受付場所
10月1日(月)～10月3日(水)	9:00～17:00	学生生活支援課 授業料免除窓口 (図書館1階西)

注1 上記の受付日に提出できない者は、在學生は9月20日(木)までに、新入生は9月28日(金)までに学生生活支援課に提出してください。

注2 医学部2回生以上及び医学系研究科、農学部2回生以上及び農学研究科、連合農学研究科の學生は、当該学部等の指定する日に提出してください。

提出受付日終了後は一切提出を受け付けないので、期日を厳守すること。